

# 令和8年度佐賀県職員採用広報業務委託仕様書

## 1 委託事業名

令和8年度佐賀県職員採用広報業務

## 2 目的

佐賀県では、次世代の佐賀県を担う優秀な人材の獲得に向けて従来の公務員試験とは異なる採用試験を多く導入し、多様な人材の獲得に尽力している。しかしながら、少子化による若年人口の減少、民間企業における採用意欲の高まり、学生の進路選択の早期化、国や他の地方公共団体との競合などから、特に技術系職種において受験者確保が困難な状況が続いている課題がある。

そこで、県では令和2年度から、「公務員という職種はない。」という採用コンセプトを掲げ、一般的な公務員のイメージに留まらない佐賀県職員の仕事に関する情報発信を行ってきた。このイメージをさらに広めつつ定着させていくためには、年間を通して統一的なコンセプトに基づくプロモーションが必要となることから、佐賀県職員採用広報に関する企画立案及び実施、並びに広報物作成業務等について委託するものである。

## 3 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては、県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

#### 4 委託内容等

上記の目的を達成するため、佐賀県庁で働いてみたいと考えるきっかけ及び佐賀県職員採用試験の告知となるような情報発信に係る業務

##### [テーマ]

佐賀県庁で働くことへの興味関心の醸成及び佐賀県職員採用試験の周知

##### [企画の方針]

- ① 主に土木職を中心とした技術系職種志望者(理系学生)の認知獲得を目的とすること。
- ② 20代の新卒層をメインターゲットとした施策としつつ、各種試験の受験資格を考慮した適切なサブターゲット設定(20代後半～30代の第二新卒・転職層や親世代など)を行うこと。
- ③ 新卒採用の早期化に対応するため、低学年層に対しても訴求が可能な企画とすること。
- ④ 佐賀県の基本理念「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」や佐賀県職員採用コンセプト「公務員という職種はない。」が表現するイメージの構築を念頭に置いて、本委託業務全体を通して、別途運用している「佐賀県職員採用サイト」への誘導等に寄与する総合的なプロモーション企画とすること。
- ⑤ トrendや時流を捉え、テレビ、新聞、WEB 等のメディア露出、SNS による拡散が見込める企画とすること。なお、各企画案には、主なターゲット層である技術系職種志望者へ情報を届けるためのアイデアを盛り込むこと。

##### [企画内容(想定)]

###### (ア) 佐賀県職員採用 Instagram アカウントの企画・運用・分析

###### ① アカウント運用

- ・アカウントの運用に当たっては、佐賀県職員採用コンセプトに基づき、佐賀県職員採用サイトやその他広報物等と大きなイメージの乖離が発生しないような発信内容とすること。
- ・県からの各種問い合わせに対応すること。また、アカウントの乗っ取りや炎上などのトラブル発生時には至急県へ共有し、適切な対応を取ること。

###### ② コンテンツ企画・制作・投稿

- ・Instagram アカウントで発信するコンテンツは、投稿文案も含め、公開前に県の確認を得ること。
- ・アカウントの運用期間は 10 か月間とし、月 12 回程度の投稿を行うこと。(リール動画、フィード投稿それぞれ半数を目安とする。)
- ・投稿に必要な静止画・動画等の撮影は本業務内で実施すること。撮影に際しては、必要に応じて関係機関及び関係者への確認を取ること。なお、職員及び県有施設内で撮影を実施する場合は県を通じて取材許可等を行う。
- ・毎月投稿計画を制作し、前月 20 日頃までに県に提出すること。
- ・投稿に当たっては、ターゲット設定を行い、効果的な情報発信となるような提案とすること。
- ・佐賀県庁インターンシップへの参加促進及び民間型選考枠の募集開始時期である6月～7月上旬及び3月上旬に情報が最大化するような企画とすること。
- ・本業務において制作した成果物は、人事委員会事務局が運営する他の SNS(TikTok、Facebook 及び YouTube)や広報媒体においても活用を想定しているため、二次利用における権利主張を行わないこととし、互換性があるフォーマットで制作すること。
- ・企画、制作に係る人員を確保すること。
- ・撮影にかかる撮影機材・経費は本事業費に含めること。

- ・県の事業等で告知したい内容が生じた場合は追加で投稿を行うなど、臨機応変に対応すること。
- ・ハッシュタグを複数利用して、エンゲージメント数/率を高める対策を図ること。リール投稿の作成に当たっては、縦型の短尺動画をメインとし、ユーザビリティを考慮すること。
- ・委託期間終了後は、職員による運用が可能なものとする。

### ③ 分析

分析は毎月末日まで(3月のみ22日まで)の投稿によるフォロワー数の増減等をはじめ、インプレッション数やいいね数などを集計・分析し、ターゲットへの訴求効果が最大化する投稿内容の検討や提案を含めた打合せを月1回行うこと。また、打合せでは内容を記録し、打合せ終了後、速やかに県に提出すること。なお、打ち合わせは両者の合意のもと、書面での報告に代えることができるものとする。

### (イ) SNS 広告配信・効果検証

※配信内容は企画①において制作したリール動画又はフィード投稿内容を利用すること。

※主なターゲットである各技術系職種の受験者となり得る層へのアプローチを目的としていることから、企画提案書内に想定するアプローチ方法及び効果を記載すること。

※Instagram アカウントの知名度向上及びフォロワー確保につながる SNS 広告を実施すること。

※広告においては、目標閲覧数を設定し、そのために効果的な広告内容や方法、時期などを提案すること。

※本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動(採用サイトへの流入等)、閲覧者の属性(地域、性別、年代や興味関心等)等を分析・報告し、情報発信方法を適宜見直すこと。なお、これ以外にも情報発信方法の工夫に資する収集可能なデータがあれば提案し、随時分析・報告すること。

### (ウ) 広報用チラシ、ポスター等のデザイン修正及び印刷・納品

利用場面に応じて以下種類及び時期の作成を想定

・汎用チラシ:5,000 部程度(6月頃の納品を想定)

印刷仕様:A4 両面カラー印刷/90kg

・採用試験告知チラシ:1,500 部程度(2月中旬頃の納品を想定)

印刷仕様:A4 両面カラー印刷/90kg

・採用試験告知ポスター:50 部程度(2月中旬頃の納品を想定)

印刷仕様:B2 片面カラー印刷/135kg

※基本的なレイアウトや情報は令和7年度に作成したものを活用するため、時点修正等の軽微なデザイン修正を想定。

※納品時期は県と協議し決定する。

### (エ) その他

その他、上記目的の達成に資する事業(イベントや SNS 企画等)がある場合は、必要に応じて追加提案すること。

### (1)実施体制の構築・管理

県と協議の上、事業が計画的かつ効果的に推進されるため、事業全体の進捗管理を行う。

- ① 就職関連のプロモーション企画・実施に携わった経歴を持つ統括責任者を1名配置すること。
- ② 月2回程度の打合せ、進捗報告を行うこと。
- ③ 業務実施スケジュール、必要に応じて進行管理マニュアル等の作成・管理・調整をすること。
- ④ 業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ⑤ 必要に応じて専門人材(プランナーやクリエイターなど)を活用すること。

### (2)企画立案

プロポーザルにおいて提案した企画書をもとに、県と協議を行い、実施合意に向けた企画立案を行う。なお、企画立案は1件とする。

### (3)仕様の協議及び実施

受託者の提案した企画立案に従って実施合意に至った案件について、県と協議の上、仕様協議を行い、その仕様に基づき実施する。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

## 6 履行場所

佐賀県人事委員会事務局が指定した場所

## 7 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。なお、電子媒体については、可能な限りUSB等の記録媒体に、編集可能な形式のデータを併せて格納し提出すること。

- (1)実績報告書・・・1部(※紙媒体の成果物の現物を含む)
- (2)本業務において作成した資料等(広報物のデザインや制作した画像・動画等の電子媒体)
- (3)その他県と決定委託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

## 8 留意事項

本業務に係る委託業務を遂行する際には、次の点に留意すること。

- (1)本業務の遂行に当たっては、県と十分に協議し行うものとする。
- (2)個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。

また、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び県の定める個人情報保護方針を遵守するものとする。

- (3) 企画を実施するに当たって必要となる費用(媒体、事務用品等の調達、通信費、機材等)については、全て受託者の負担とすること。
- (4) 本業務によって作成された成果物及び資料と、業務の遂行に当たって必要となる打合せ等において使用する言語として、日本語を採用すること。
- (5) 本業務において、第三者が所有する素材(映像、写真、イラスト等)を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うものとする。
- (6) 本業務において、受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、県に帰属するものとする。
- (7) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- (8) その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議の上で対応するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者で協議の上、変更することができるものとする。